

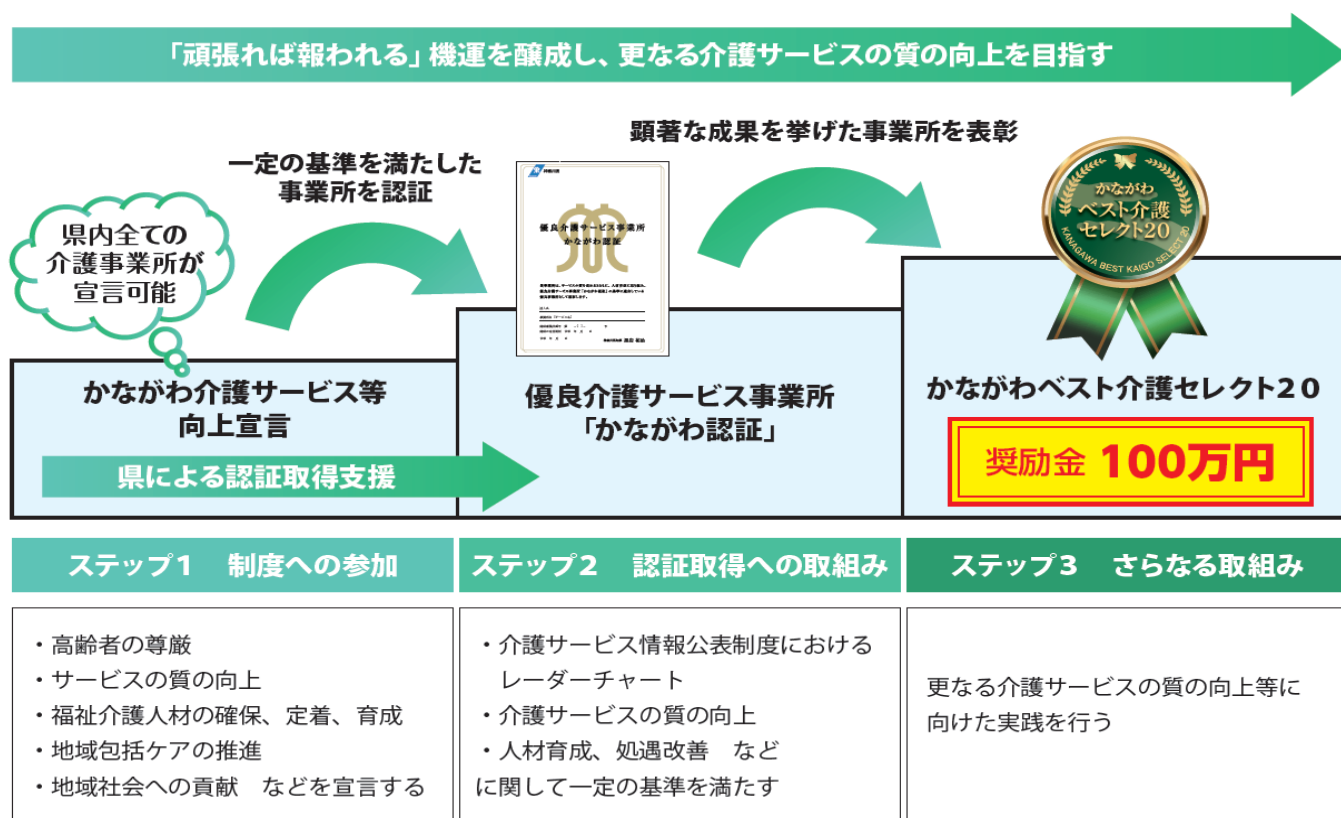
「かながわベスト介護セレクト20」及び 「優良介護サービス事業所『かながわ認証』」の実施について

県では、介護に頑張る事業所を応援する本県独自の取組として、サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等に顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を表彰し、奨励金（1事業所100万円）を交付する「かながわベスト介護セレクト20」を実施しています。

さらに、応募事業所の中から、サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証し、認証書を交付する優良介護サービス事業所「かながわ認証」も実施しています。

これらの取組により、「頑張れば報われる」といった機運が醸成され、今後の更なるサービスの質の向上につながることを目指します。

事業イメージ



1 対象

介護保険法に基づく次のサービスを提供している県内（政令・中核市含む。）介護サービス事業所等とします。

サービス区分	介護サービスの種類
訪問系サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系サービス	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、地域密着型通所介護

居住系サービス	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
入所系サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護（併設施設を除く。）、短期入所療養介護（併設施設を除く。）、介護医療院

2 「セレクト20」及び「かながわ認証」の応募（申請）要件

応募（申請）時点において、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 応募（申請）年度の4月1日を基準として、事業所指定から3年が経過していること。
- (2) 応募（申請）年度及び前年度以前3年度において、事業所が指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと、かつ市町村から虐待の認定を受ける等の重大な不祥事を起こしていないこと。
- (3) 応募（申請）年度及び前年度において、個人情報の流出やハラスメント等の不祥事を起こしていないこと。
- (4) 法第115条の35第1項に基づく介護サービス情報公表制度において、事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示すレーダーチャート7分野合計28点以上であること。
- (5) 「神奈川県介護サービス事業者によるサービスの質等の向上宣言の実施に関する要綱」に基づき、かながわ介護サービス等向上宣言を行っていること。

※ かながわ介護サービス等向上宣言とは

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f535004/index.html>

※ 介護サービス情報公表制度とは

<https://center.rakuraku.or.jp/>

3 「セレクト20」及び「かながわ認証」の応募（申請）方法等

(1) 応募（申請）書類

ア 「セレクト20」の応募と「かながわ認証」の申請、認証事業所が「セレクト20」へ応募法人代表者が事業所ごとに次の書類を提出することにより、「セレクト20」の応募と「かながわ認証」の申請ができます。

(ア) かながわベスト介護セレクト20応募書兼優良介護サービス事業所「かながわ認証」申請書（第1号様式）

(イ) サービスの質の向上、人材育成・処遇改善に係る取組実績（第2号様式）

(ウ) 要介護度の維持・改善に係る評価対象利用者（入所者）名簿（第3号様式）

イ 「セレクト20」への推薦

第三者による事業所の推薦にあたっては、対象の事業所が応募要件を満たしていることを確認するとともに、被推薦事業所の同意を得る必要があります。

(ア) かながわベスト介護セレクト20推薦書（第4号様式）

(2) 応募（申請）方法

応募（申請）は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（事業委託先）ホームページから行うことができます。

4 「セレクト 20」の選考及び「かながわ認証」の審査

次の評価項目及び内容により、審査を行い、大項目Ⅰ～Ⅲの評価合計点が6割以上の事業所を認証します。評価合計点が6割以上の事業所及び既に認証を受けており「セレクト 20」のみの応募事業所の中から、大項目Ⅰ～ⅢにⅣを加えた上で「セレクト 20」の選考を行います。ただし、応募（申請）年度及び前年度以前3年度において、法人が重大な不祥事を起こしていた場合、認証の審査をしないことがあります。

<評価項目及び内容>

大項目	中項目	小項目（評価指標）	サービス区分							
			訪問系		通所系		入所系		特養・介護医療院	老健
			訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション	その他訪問サービス	小規模多機能型居宅介護	ササビサービス	その他	居住系		
Ⅰ サービスの質の向上 (70)	(1) 要介護度の維持・改善 (その1)	【事業所からの報告により把握】 ○ 要介護度の維持・改善率 $\frac{\text{維持者} + \text{改善者} \times 2}{\text{当該事業所のサービスを3か月以上利用している者のうち、対象期間内に更新・変更認定を受けた者}}$	30	30	30	30	30	30	30	30
	(その2)	リハビリテーションの充実 【事業所からの報告により把握】 ○ リハビリテーションに係る職員配置 (常勤換算数で機能訓練指導員等の加配状況を評価)	/	/	/	20	/	/	/	/
		在宅復帰 【事業所からの報告により把握】 ○ 対象期間に退所した者のうち、自宅等に退所した者の割合	/	/	/	/	/	/	/	10
		看取りへの対応 【事業所からの報告により把握】 ○ 24時間連絡できる体制（24時間連絡体制）の有無 ○ 看取りに関する指針や個別計画の策定 ○ 看取り介護に係る技術向上（看取り研修の実施状況） ○ 看取り介護実施実績（看取り件数）	20	20	20	/	20	10	/	/
	(2) 中重度要介護者の対応	【事業所からの報告により把握】 ○ 利用者の平均要介護度	10	10	10	10	10	10	20	20
	(3) 認知症高齢者の対応	【事業所からの報告により把握】 ○ 基準日時点の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の受入割合	10	10	10	10	10	10	10	10
	(4) 具体的な取組の内容による加算	【事業所からの報告により把握】 ○ チェック項目による加算	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
Ⅱ 人材育成・処遇改善 (50)	(1) 介護職員等※2の離職率・勤続年数	【事業所からの報告により把握】 ○ 過去3年間の離職率の平均 ○ 介護職員等※2のうち、3年以上の勤続年数のある者の割合	20	10	10	10	10	10	10	10
	(2) 介護職員が有している資格	【事業所からの報告により把握】 ○ 基準日時点の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合	/	10	10	10	10	10	10	10
	(3) 研修の実施状況	【事業所からの報告により把握】 ○ 外部研修、内部研修の参加状況 (延べ人数／介護職員等の総数)	20	20	20	20	20	20	20	20
	(4) ワークライフバランスに基づく職場環境整備	【事業所からの報告により把握】 ○ 年次有給休暇取得率、育児・介護休暇取得状況等	10	10	10	10	10	10	10	10
	(5) 具体的な取組の内容による加算	【事業所からの報告により把握】 ○ チェック項目による加算	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
Ⅲ その他 (20)	(1) 介護サービス情報公表制度の評価	応募要件となる介護サービス情報公表制度でリーダーチャートとして公表されている運営体制・提供体制等を評価	20	20	20	20	20	20	20	20
優良介護サービス事業所「かながわ認証」の審査に係る評価合計点			140							
Ⅳ 総合評価 (100)	(1) サービスの質の向上に係る具体的な取組の内容	【事業所からの報告により把握】 ○ 記述欄の内容等を選考会委員が総合的に評価	30	30	30	30	30	30	30	30
	(2) 人材確保・人材育成・処遇改善に係る具体的な取組の内容	【事業所からの報告により把握】 ○ 記述欄の内容等を選考会委員が総合的に評価	30	30	30	30	30	30	30	30
	(3) 検証調査の評価	○ 第三者評価の評価項目に基づく検証調査 ○ 過去3年間の第三者評価受審実績による加算	20	20	20	20	20	20	20	20
	(4) 選考会における総合評価	選考会において、総合的な評価を行う。	20	20	20	20	20	20	20	20
「かながわベスト介護セレクト20」の選考に係る評価合計点			240							

評価合計点が6割以上の事業所を認証

認証に係る上記得点に検証調査と委員評価を加えて選考

※1 事業所の取組内容（4項目）に応じて、評価点に最大8点加算する。
 ※2 介護職員等とは、利用者に直接サービスを提供する職員（介護職員、訪問介護員、機能訓練指導員、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、看護師又は准看護師））を言う。

5 「かながわ認証」の認証について

(1) 認証書の交付

認証審査に基づき、決定した認証事業所に認証書を交付します。

(2) 交付時期

11 月頃を予定しています。

(3) 公表

認証事業所については、県のホームページに掲載します。

6 「かながわ認証」の更新について

認証の有効期間は、認証の日から 3 年後が属する年度の末日となっています。

認証事業所のうち、令和 7 年度に「かながわ認証」の有効期間を迎える事業所で、認証の更新をご希望される場合は、令和 7 年度に応募申請書類を提出し、認証基準に係る審査を受けていただく必要があります。

7 「セレクト 20」について

(1) 表彰の実施

選考会及び検証調査により、セレクト 20 として決定した事業所を表彰し、奨励金（1 事業所 100 万円）を交付します。

(2) 表彰時期

11 月開催の介護フェアにて表彰を予定しています。

(3) 公表

セレクト 20 決定事業所については、県のホームページに掲載します。